

# 土地改良財産の管理処分について

農林水産省 農村振興局 整備部  
水資源課 施設保全管理室



# 土地改良財産の管理処分に係る関係法令について

## 土地改良財産とは

### 土地改良法第94条

- 1 国営土地改良事業によって生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 2 第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業によつて生じた土地（※）
- 3 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件
- 4 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

※第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業…埋立て又は干拓事業

## ○財産関係法令の概念図

国有財産関係法令等

土地改良法令等

## ○土地改良財産の関係法令について

土地改良財産の管理及び処分については、土地改良法第94条等の土地改良法令等に規定されており、これは国有財産法の特例を規定したものである。（特別法）

このため、土地改良法令等に定めのない事項については、国有財産に関する一般法である国有財産法の適用を受けることとなる。

# 土地改良施設の維持管理体系図

## 【建設主体】

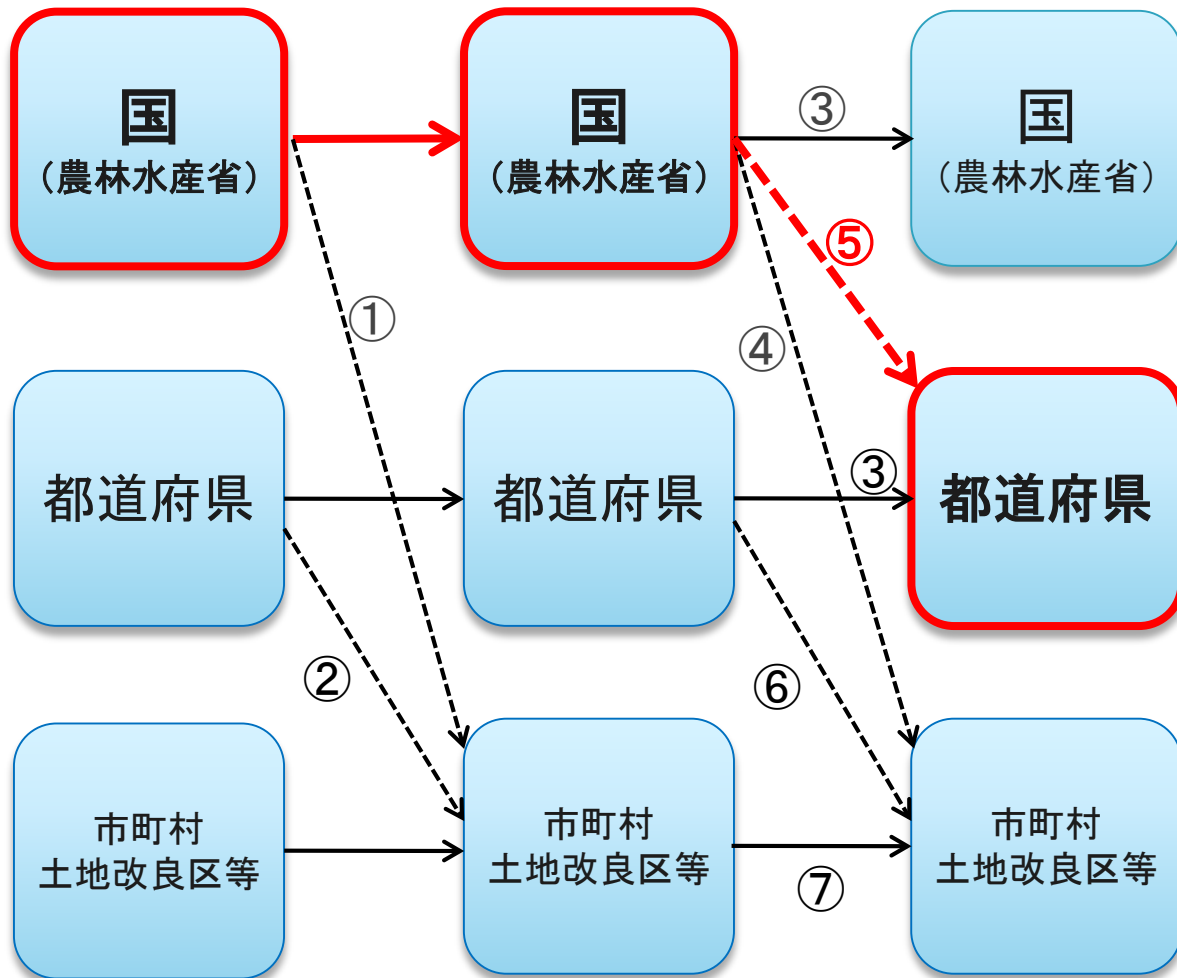
## 【所有主体】

## 【管理主体】

国  
営

都道府県  
営

団体  
営



### 【説明】

① 法第94条の3による譲与  
(条件付譲与)

② 条例による譲与

③ 法第85条による直轄管理

④⑤ 法第94条の6による管理委託

⑥ 法第94条の10による管理委託

⑦ 法第57条による管理  
(造成主体の管理義務)

法: 土地改良法

### ○土地改良法第94条の6第1項

農林水産大臣は、土地改良財産を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

# 土地改良財産の他目的使用に関する法令等

## 土地改良法第94条の4の2第1項

農林水産大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

## 土地改良法施行令第59条

管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

## 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知 5-0-1

土地改良財産の他目的使用等についての承認又は許可は、本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うものとする。

(注:「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知」とは、昭和60年4月1日付け60構改B第499号農村振興局長通知をいう。)

# 土地改良財産の他目的使用フロー図

